

石島会計メモ



平成26年7月号

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル 3階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者 石島洋一

給与から控除される税金の納付

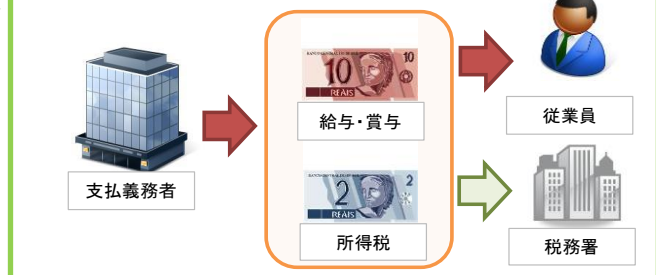
☆☆税金徴収のボランティアに罰金！

給与・賞与を支払う者は、給与額や扶養者数などに応じて、相当の所得税額を差し引いて給与等を支払わなければなりません。これが源泉徴収制度で、差し引いた税金は給与等の支払者、すなわち会社が税務署に納付しなければいけません。これを会社が怠ると、会社が罰金を負うことになります。

罰金というのは不納付加算税と延滞税です。不納付加算税は、指摘されると納付すべき税額の10%も取られてしまいます（自分で気が付いて自主納付した場合は5%）。さらに、延滞期間に応じた利息分として延滞税が課されます。延滞税は最初の2ヶ月は2.9%（平成26年1月から12月の期間の割合）ですが、それよりも遅くなってしまうと9.2%もの税率になります。源泉徴収制度は、国の代わりに会社が作業を行うボランティアなのに、1日でも納付が遅れたときのペナルティは厳しいのです。

ただ、目こぼし制度もあり、納期限より前の1年間において納付漏れを指摘される等の“前科”がなく、かつ納期限から1ヶ月以内に納める場合は、不納付加算税が免除されます。また、不納付加算税が5,000円未満の場合は、切り捨てにより免除となります。

【源泉徴収の仕組み】



☆☆小規模企業では特例あり

給与支給人員が常時10人未満の小規模企業では、一定の源泉所得税を半年に1回まとめて納付することができる納期特例制度を、届出により選択できます。この制度を適用すれば、1月～6月源泉徴収分は7月10日、7月～12月分は翌年1月20日が納期限となります。

納付の頻度が少なく手間は省けますが、半年に1回だつて忘れてしまう・・・という場合は、納期特例を選択したうえで毎月納付を行えば、納付の意思が明らかとなり“無罪”を主張しやすくなるかもしれません。

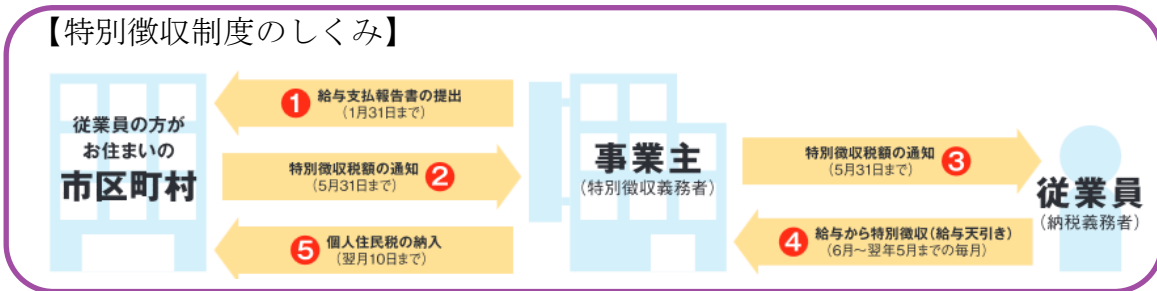
(裏面へ続く)

(表面より続き)

☆☆住民税も基本的に給与から差し引かれる

個人の住民税も、給与から差し引かれます。所得税の源泉徴収と同じですが、住民税の場合はこれを「特別徴収」といいます。給与をもらう従業員等の個人住民税も、給与等を支払う事業主が徴収し、納付するのです。ただし、納付先については、税務署に納める所得税と異なり、徴収した住民税は従業員等の居住地の市区町村ごとにそれぞれ納付することになります。

【特別徴収制度のしくみ】



一方で、個人住民税の場合は、「普通徴収」が認められることもあります。この場合には、給与から住民税が差し引かれるのではなく、自ら市区町村に納付することになります。ただし、普通徴収が認められるのは特別徴収できないやむを得ない場合に限られますので、強制的に特別徴収とされることもあります。「従業員の出入りが激しいから」、「副業があるから」・・・といった理由では基本的に認められないのです。

☆☆納期限を守らないと大変なことに・・・

では、特別徴収の場合に事業主がいつ市区町村に納付するかというと、所得税と同様、毎月納付（徴収月の翌月の10日までに納付）となります。小規模事業主に関しては、半年に1回納付する納期特例制度があることも同じですが、個人住民税の場合の納期の特例は、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までに納税することとされており、納期限が異なります。

住民税を納期限までに納めなかった場合、従業員が住民税を滞納していることになってしまうので、従業員に多大な迷惑をかけてしまう可能性があります。罰則もあり、納付遅延に対しての罰金である延滞金が課されることとなります。その税率は、最初の1ヶ月は2.9%（平成26年の割合）、それ以降は9.2%とやはり高利です。また、不納付犯として10年以下の懲役、200万円以下の罰金という処分が下されることがあります。

国等の肩代わりをしているのに変な話ではありますが、違反した場合にはこうした重たい処分が待ち構えていますので、源泉所得税、住民税ともに納期限をきっちり守って納付することが大切です。

(文章：石島慎二郎)

頑張っているお医者さん登場！



都心でちょっとした安らぎを

感じるクリニック



(文章：芦原 衛)

今回は、担当の芦原から新宿区中町で開業している、医療法人社団若水会（牛込台さこむら内科様（以下「さこむら内科」））をご紹介します。

★迫村先生ってどんな人？



(迫村泰成先生)

さこむら内科の院長である迫村泰成先生は、信州大学医学部を卒業後、同大学病院第三内科に入局し、そこで、循環器を専門としました。その後、東京女子医大で循環器内科医として臨床していました。

さこむら内科は、先生のお父様が開設し、そのあとを先生が引き継ぎました。当初から地域密着型で、子供から老人まで幅広い年齢層に支持されている医院です。最近、在宅介護の高齢者が増え、外来の他、往診も行っています。

そんな先生は、仕事以外にも多趣味で、マラソンや阿波踊りの他、動物との触れあいが大好きです。今回、この個性豊かな先生のお人柄について触れてみたいと思います。

◎信州大学陸上部期待の星！

かつて学生の時には、フルマラソンを2時間台で走るといふ驚異的な速さだったんです。現在は、長距離は走っていないものの、医師会の駅伝大会にも積極的に参加しています。毎年、「今年こそ、東京マラソン一緒に出ましようよ！」とお誘いしているのですが、なかなか練習時間が取れないようです。仕方ないですね。ただでさえ忙しいのに、最近は新宿区医師会の理事もやっているようですから。



◎白衣連期待の星！！

実は、阿波踊りが大好き！毎年夏に行われる新宿区神楽坂の阿波踊り大会に毎年出場しています。

(裏面へ続く)

(表面の続き)



(阿波踊り大会の様子)

先生が所属する連(阿波踊りのグループのこと)は、新宿区医師会の関係者や病院関係者で構成される**新宿区白衣連**で、先生は、その**連長**なんです。みなさんお忙しい中、その時期になると病院の2階の空いているスペースに集まり、週2回の練習に励んでいるのです(ちょうど今の時期)。興味がある方は、是非、一度足を運んでみてはいかがでしょうか？

◎動物にとっても期待の星!!!

以前、道路で大きなガマガエルが飛び跳ねていたのので、このままだと曳かれてしまうと思い、自宅に持ち帰ったらしいのですが、大きなカエルを入れておく容器がなかったため、とりあえず、一晩ちょっと大きめのバケツに入れておいたそうです。すると翌朝、家の中でカエルが飛び跳ね、家族中から白い目で見られたそうです。



(駐車場の一角のご自慢の庭園)

そのときに、動物が生息できる池を作ろう!と強く思った…のかはわかりませんが、病院の駐車場の一角には、先生ご自慢の庭園があります。この庭園の池には、メダカやオタマジャクシが気持ちよさそうに泳いでいるんですよ。また、その他にも大きな池があり、色鮮やかなコイや金魚が泳いでいます。

★今後の医療について(先生からのメッセージ)

当院は、父の時代からずっと来られていた患者さんもおられます。そんな患者さんもお高齢となり、来院が難しくなるということがあります。そこで、近年、在宅医療に力を注いでいます。これは、当医院だけの問題ではなく、日本全体の問題で、高齢化社会が急速に進んでいく中、在宅医療は、必要不可欠です。安心して暮らせ、「この街に住んでいて良かった。」と思えるような街にしていくのが、我々の仕事だと思っています。

迫村先生、ありがとうございました。これからも老若男女を問わず、人にも動物にもやさしい、頼りになる街のお医者さんでいてください。



さこむら内科

〒162-0835 新宿区中町23

電話 03-3269-1783

ホームページ <http://www.newton-dr.com/0332691783>

(石島会計顧問先ネット(医療街)にもあります)

(迫村先生に面会希望等有る方は石島会計宛、ご連絡下さい)